

第4章 「緑確保の総合的な方針」

1 方針の枠組み

(1) 方針の概要

目的

「緑確保の総合的な方針」は、特に減少傾向にある民有地の既存の緑やあらゆる都市空間への緑化等の課題に対し、都と区市町村が合同で、都市計画を基本としたまちづくりの取組の方向性を明らかにし、計画的に東京の緑を確保していくことを目的とします。

位置付け

東京都の「10年後の東京への実行プログラム 2009」において、「水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京の復活」に向けた取組の一つとして、「緑確保の総合的な方針」を区市町村と合同で策定することとし、「10年後の東京への実行プログラム 2010」では「緑確保の総合的な方針」に基づき戦略的に緑を保全することとしています。

平成18年3月に策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」（都・特別区・市町合同策定、施設整備の観点から取りまとめ）と車の両輪となって、主に既存の緑をまちづくりの観点から保全していくことを取りまとめる行政計画です。

計画期間

平成22年度から平成31年度までの10年間とし、原則5年ごとに改定することとします。ただし、本方針の策定に係る今回の取組結果や新たな施策展開の結果を迅速に方針に反映させていくため、策定後2年程度経過した時点で、修正を行う予定です。

方針の構成

本方針は、以下の二つから構成しています。

既存の緑を守る方針

都内の既存の緑を丘陵地や崖線などのように分類した上で、今後10年間に確保することが望ましい緑を抽出し、原則としてこれをリストと5万分の1の図面上に示すものです。

緑のまちづくり指針

まちづくりに合わせて今後10年間に目指す地域や緑のまちづくりの方向性を示し、あわせて緑に係るまちづくり事業や規制・誘導策をリストと1万分の1の図面に示すものです。

今回は、緑に関する規制・誘導策のリストと図面の提示とし、方向性については、今後、「緑の基本計画」の改定状況を勘案して取りまとめていきます。

対象とする区域及び緑

現在、緑が失われつつある地域を中心とした、島しょ部を除く、東京都全域を対象区域とします。

「既存の緑を守る方針」の対象となる緑は、農地及び主に人間の生活とのかかわりの中で生まれ、残存してきた樹林地とします。

「緑のまちづくり指針」の対象となる緑は、樹林地、草地、農地、宅地内の緑(屋上緑化等を含む。)とします。

(2) 方針の策定に向けた5つの視点

本方針の策定に取り組むに当たり、以下の視点を重視しました。

自治体の枠を超えて共同で取り組む

今日では、緑は都区市町村の共通の課題となっており、問題を共有化し、相互の持つ知恵や工夫を交換して取組の質を高めていくことが求められます。

東京の緑の確保という共通目標に対し、都と区市町村が共同して取り組みます。

都・区市町村が検討する共通の図を持つ

地理情報システム(GIS)を活用し、緑の量だけでなく、地形の成り立ちとの関係や歴史・文化とのかかわりなど、緑の質に着目して分類し、都・区市町村が検討する共通の図を作成し、具体的にどんな取組をしようとしているのか、地域像を把握できるようにします。

確保することが望ましい緑を明示する

民有地の緑を保全するためには、その地域において緑が、現在、どの程度重要であるかの判断と確保への手立ての可能性を検討することが必要です。

これらは、社会経済や財政、法制度の状況によって変化することが考えられますが、本方針では、確保への取組を保全の担保性や候補地の考え方を導入して、幅広くとらえ、今後10年間で確保することが望ましい緑を明らかにします。

あらゆる空間に緑を配慮する

都市において緑の豊かさを実感できるようにするためには、既存の緑を確保していただくだけでは十分ではありません。まちづくりのあらゆる場面において、緑化を推進する規制・誘導策など緑に配慮する仕組みが必要であり、このための必要な指針を示します。

先導的な施策を提示する

本方針は、これまでにない取組であり、緑施策をけん引していく大きな役割があります。このため、都市環境の形成に寄与する新たな提案や国の法制度の改正を促すような、先導的、積極的な施策を提示していきます。

特に、環境保全、防災、レクリエーション、環境教育等に資する都市農地の役割を高めるため、東京ならではの施策を講じていきます。

施策の推進に当たっては、都民、NPO、企業等と連携し、緑を地域の資産として将来に引き継いでいくことを目指して、取り組みます。

(3) 系統分類による緑の把握

系統分類の意義

これまで、東京の緑の状況は、航空写真などを活用した「緑被率」、「みどり率」などの指標により把握されてきました。この方法は、全体の量の変化を理解するには適していますが、どのように立地している緑なのかを把握することはできません。

また、東京の緑は、山地・丘陵地から平地、河川沿いと様々な形で分布し、行政界を超えてつながっている場合も多くあります。

このような緑の特性を理解しやすくするために、今回、丘陵地、崖線、屋敷林、農地等のように日頃認識される緑を「系統」という考え方で分類することとします。この系統分類は、長年にわたって地域に育まれてきた緑の状況を尊重することにもなります。

系統分類とは

系統は、長年にわたって地域に育まれてきた、以下のような「水と緑の資源(水面や樹林地を含む区域)」を指しています。

水と緑のネットワーク形成に資するもの
(丘陵地、崖線、湧水、河川、上水など)
と連続し、かつて存在したもの
(開発されてしまった崖線、埋め立てられた水路など)
以外で歴史的に地域に尊重されているもの
(歴史的な街道の並木、屋敷林、寺社林など)

系統に分類することで、新しく植栽された緑とは別に、地形なりの緑や歴史や文化に根ざした緑を、保全の対象として認識することができます。

また、系統ごとの課題や保全のための方法について、整理し理解することが容易になります。

系統の説明

山地

緑の系統図 参照

丘陵地

緑の系統図 参照

崖線

緑の系統図 参照

地形に即して、区域を指定

平地林

山地、丘陵地など地形による系統以外で面積1ha以上の自然林・二次林の区域を指定

河川

緑の系統図 参照

都市計画河川、及び都市計画河川以外の河川は水面の両岸よりおおむね4mの範囲を指定

上水・用水・水路等

「東京の土地利用 平成18年東京都区部・平成19年多摩・島しょ地域(東京都都市整備局)」における水面を区域として指定

湧水

「東京の湧水 湧水マップ 平成17年1月(東京都環境局)」を各自治体独自の調査で時点修正したものを指定

歴史・文化

寺社林

宗教法人として登録された寺や神社の敷地のうち、1,000㎡以上の一団の樹林地を区域として指定

屋敷林

屋敷を取り囲むように形成された1,000㎡以上の樹林地及び1,000㎡未満であっても、由来や樹種などから「歴史的に地域に尊重されている」と認められるものを抽出

農地

市街化調整区域内農地、市街化区域内農地のうち生産緑地並びに一団のまとまりのある農地群を区域として指定

その他の緑

ゴルフ場や植栽地など地形・地勢に由来しないその他の一団の緑のまとまりを区域として指定

緑の系統図

区分	大分類		中分類
A 自然系	1	山地	
	2	丘陵地	
	3	河川・用水・水路等	
	4	上水・用水・水路等	湧水
	5	崖線	
	6	平地林（二次林・自然林）	
B 人文系	1	歴史・文化	寺社・境内地 屋敷林
	2	農地	農業振興地域の農用地区域 生産緑地地区 一団のまとまり
	3	その他の緑	

